

京都皮膚科医会会則改定について

今般、他科の医師で皮膚科医会の活動に協力し情報の共有を希望される方が数名おられました。皮膚科医会理事会で協議を重ねたところ、このように会則の改定を上程することとなりました。今回の総会で審議いたしますので、ご確認ください。

京都皮膚科医会会長 新屋明美

京都皮膚科医会会則 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">第 2 章 会 員</p> <p>第 3 条 <u>本会の会員の区分は以下の通りとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>正会員…京都府内に在住または勤務し、主として皮膚科診療に従事する医師をもって構成する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>準会員…京都皮膚科医会正会員ではないが、京都皮膚科医会の活動に協力し情報の共有を希望する医師。ただし、準会員は会報等を受け取り京都皮膚科医会の行事に参加できるが、正会員の権利は有しない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>なお、すでに会員の医師は、正会員の資格を有する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 役員および顧問</p> <p>第 16 条 <u>監事は、本会の会務、並びに資産・会計を監査する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 会 議</p> <p>第 21 条 臨時総会は次の場合に開催する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>正会員の 3 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面による開催の請求があったとき。</u></p> <p>(3) <u>財産および業務の執行状況について報告をするために監事が招集するとき。</u></p> <p>第 24 条 会議は、<u>正会員の 4 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。ただし委任状をもって出席にかえることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 8 章 附 則</p> <p>本会則は、<u>2019 年 5 月 25 日</u>からこれを施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 会 員</p> <p>第 3 条 本会の会員は、京都府内に在住または勤務する皮膚科・性病科の診療に従事する医師および、本会の目的に賛同する医師をもって構成する。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 役員および顧問</p> <p>第 16 条 監事は、民法第 59 条に定める職務を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 会 議</p> <p>第 21 条 臨時総会は次の場合に開催する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会員の 3 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面による開催の請求があったとき。</p> <p>(3) 民法第 59 条第 4 号にもとづいて監事が招集するとき。</p> <p>第 24 条 会議は、会員の 4 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。ただし委任状をもって出席にかえることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 附 則</p> <p>本会則は、平成 30 年 5 月 26 日からこれを施行する。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>